

【該 当 部 分 抜 粋】

防衛省訓令第 29 号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 44 号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、懲戒手続に関する訓令等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 6 月 30 日

防衛大臣 北澤 俊美

（自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令の一部改正）

第 2 条 自衛官等の採用のための身体検査に関する訓令

（昭和 29 年防衛庁訓令第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 2 条中「自衛官、」の次に「自衛官候補生、」を加える。

第 4 条第 1 号及び第 2 号中「除く。）」の次に「、自衛官候補生」を加える。

（幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令の一部

改正)

第 1 2 条 幹部候補者たる自衛官の任用等に関する訓令

(昭和 3 3 年防衛庁訓令第 6 3 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 中「第 2 5 条第 2 号」を「第 2 5 条第 1 項第 2 号」に改める。

(予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部改正)

第 1 7 条 予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令

(昭和 3 7 年防衛庁訓令第 1 号) の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 号中「者」の次に「(自衛官候補生から引き続き自衛官となつた者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が 1 年に満たないもの)」を加える。

(自衛官等の心理適正検査に関する訓令の一部改正)

第 2 2 条 自衛官等の心理適正検査に関する訓令(昭和

5 1 年防衛庁訓令第 3 7 号) の一部を次のように改正

する。

第 4 条 第 2 項 中 「又は一般曹候補生」を「、一般曹候補生又は自衛官候補生」に改める。

別表採用検査の項中

一般曹候補生 を志願する者	性格検査
------------------	------

を

一般曹候補生 を志願する者	性格検査
自衛官候補生 を志願する者	知能検査 性格検査

に改め、同表職務

検査の項中「一般曹候補生」の次に「、自衛官候補生」を加える。

（即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令の一部改正）

第 3 4 条 即応予備自衛官の任免、服務、服装等に関する訓令（平成 1 0 年陸上自衛隊訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条 第 1 号 中 「者」の次に「（自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該自衛官候

補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が１年に満たないもの）」を加える。

（予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令の一部改正）

第３５条 予備自衛官補の任免、服務、服装等に関する訓令（平成１３年陸上自衛隊訓令第４７号）の一部を次のように改正する。

第５条中「１年以上である者」の次に「（自衛官候補生から引き続き自衛官となった者にあつては、当該自衛官候補生としての勤務期間と自衛官としての勤務期間とを通算した期間が１年以上であるもの）」を加える。

附 則

（施行期日）

- １ この訓令は、平成２２年７月１日から施行する。